

環境対応車導入促進助成金交付要綱

令和 7 年 3 月 3 1 日 制 定
一般社団法人 兵庫県トラック協会

（事業の趣旨）

第 1 条 この要綱は、一般社団法人兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）が公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）と協調し、環境対応車の普及を促進するため、環境対応車を導入した兵ト協会員事業者（以下「会員」という。）に対して、助成金を交付する。

（定義）

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （１） 「環境対応車」とは、車両総重量 2.5 t 超の天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車、平成 28 年規制以降の自動車排出ガス規制適合ディーゼル自動車（以下「ディーゼル自動車」という。）をいう。ただし、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車に関しては、全ト協の「環境対応車導入促進助成金交付要綱」に準ずるものとする。
- （２） 「会員」とは、使用の本拠の位置を兵庫県内に置く兵ト協会員事業者であって、環境対応車を「購入」又は「リース」により導入し、かつ、使用するトラック運送事業者をいう。
- （３） 「リース事業者」とは、以下の条件を満たす者をいう。
 - ア 前号に定める「会員」に貸与するために環境対応車を購入すること
 - イ 月額リース料金への助成金相当額分の反映もしくは助成金全額の還付により、貸渡先に対して確実に還元すること
- （４） 「事業の完了」とは、新車の新規登録が完了し車両購入代金の支払いが完了又はリース契約の締結が完了しリースが開始されたものをいう。

（助成の対象事業者）

第 3 条 兵ト協は、環境対応車を導入した会員又は会員に対象車両を貸与するリース事業者に対して助成を行う場合、助成金を予算の範囲内で交付する。ただし、導入する環境対応車がディーゼル自動車の場合にあっては、導入方法にかかわらず、会員に対して助成金を交付する。

2 兵ト協は、別に定める助成対象車両の種類によっては、条件を付することができる。

（助成金の交付額及び上限）

第 4 条 前条第 1 項の助成金交付額及び上限は、別表のとおりとする。

（車両の登録）

第 5 条 助成金の対象となる車両は、当該年度の別に定める期日までに登録を完了するものでなければならない。

2 前項の登録は初度登録でなければならない。

（交付申請）

第 6 条 助成対象事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、別に定める交付申請書を期日までに、兵ト協に提出しなければならない。ただし、ディーゼル自動車の申請にあっては必

要としない。

2 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

(交付決定)

第7条 前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、「環境対応車導入促進助成金交付決定通知書」により助成対象事業者に通知する。

(実績報告)

第8条 助成対象事業者は、環境対応車の事業が完了したときは、別に定める実績報告書を期日までに提出しなければならない。

2 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

(助成金の交付)

第9条 兵ト協は、当該助成金の実績報告書又は交付請求書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、その助成金の条件に適合すると認めたときは、会員又はリース事業者に交付する。

(申請の変更・取下げ)

第10条 助成対象事業者は、申請内容の変更、交付の辞退をするとき、並びに事業の遂行が困難となったときは、速やかに別に定める届出書を兵ト協に提出しなければならない。

(交付決定の取消しと助成金の返還)

第11条 助成対象事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって導入した車両を管理しなければならない。

2 助成対象事業者又は交付の対象となった車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、兵ト協は、当該車両に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、当該車両が新車の初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過したとき以降に発生した場合及び天災又は事故の責に帰さない事由による火災等により復旧が不可能であると判断した場合についてはこの限りではない。

- (1) 助成金の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。
- (2) 事故又は火災等により当該車両が使用できなくなったとき。
- (3) 差し押さえ又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき。
- (4) 会員が兵ト協を脱会したとき。

3 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が既に交付されているときは、当該助成請求者に対し、期限を定めてその返還を求めることができる。

第11条の2 兵ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、購入による導入の場合は会員に対し、リースによる導入の場合は会員の契約先のリース事業者に対し、既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることが出来る。ただし、ディーゼル自動車の導入にあっては、リースによる導入の場合でも会員に対し返還を命じることが出来る。

- (1) この要綱その他兵ト協が定める事項に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

2 前項により返還を命じられた会員については、兵ト協が行う助成事業全てに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

（財産の処分の制限）

第 12 条 助成対象事業者は、交付対象となった車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、商号変更を除く使用者の変更、都道府県をまたぐ「使用の本拠の位置」の変更、交換、廃棄、売却、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

ただし、あらかじめ兵ト協の承認を得て、助成金を返還した場合はこの限りではない。

（１） 最大積載量２トン以下の事業用トラック ３年

（２） 最大積載量２トン超の事業用トラック ４年

２ 財産の処分を承認し、以下に該当する判断した場合は、助成金返還の対象としない。ただし、助成金の交付対象車両は永久抹消登録とすることを条件とする。

ア．財産処分の理由が自己の責によらないと判断されるもの

イ．財産処分の理由がやむを得ないものと判断されるもの

３ 天災又は事故の責に帰さない事由による火災等により復旧が不可能であると判断した場合であって助成対象車両を永久抹消登録した場合、助成金の返還を求めないこととする。

４ 助成対象事業者は、処分が行われたときは、速やかに別に定める届出書を兵ト協に提出しなければならない。

（その他必要な事項）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、兵ト協が別にこれを定める。

（附則）

本要綱は令和 7 年 4 月 1 日より適用する。